

令和6年度

北上市ものづくり企業カーボンニュートラル補助金のご案内

省エネ対策にお悩みのものづくり中小企業の皆さま
脱炭素経営への取組みを支援します

経費削減!



1 補助内容

上限額	補助率	補助対象事業
50万円	1/2	脱炭素経営のために専門家から受ける以下に該当する事業 ・現状分析や課題把握を目的とした診断の受診費用 ・脱炭素化促進を目的とした計画等の策定費用
2万円	全額	一般財団法人省エネルギーセンター、又は省エネお助け隊による省エネ診断受診費用
10万円	1/2	役員又は従業員を対象とした脱炭素経営に関する研修費用

2 補助対象者

次の全てを満たす事業者

●北上市内に事業所を有するものづくり中小企業者であること

●納期の到来している市税を滞納していない者であること

●代表者及び役員が北上市暴力団排除条例（平成27年北上市条例第28号）第2条第2号に規定する暴力団員でない者であって、かつ、それらと密接な関係を有しない者であること

ものづくり中小企業者

中小企業者※（個人事業主を含む）のうち、次のいずれかの事業を営むものをいいます。

①製造業 ②ソフトウェア業 ③情報処理サービス業 ④機械設計業

⑤プラントエンジニアリング業

※中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める中小企業者

業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①	3億円以下	300人以下
②～⑤	5千万円以下	100人以下

「資本金の額又は出資の総額」又は「常時使用する従業員の数」のいずれかを満たしていれば中小企業者です



3 補助事業対象期間

令和6年4月1日以降に実施した事業

（※原則は令和7年3月31日までに完了する事業が対象ですが、通年での事業実施が必要な場合、この限りではありません。詳しくは担当までお問い合わせください。）

4 申請受付期間

令和7年3月21日（金）まで（※予算の上限に達した場合、受付を終了します。）

◆お問い合わせ先◆ 岩手県北上市商工部産業雇用支援課工業係
TEL 0197-72-8242 FAX 0197-64-2171
E-mail sangyo@city.kitakami.iwate.jp